

政令第 号

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十号）第二条第十一号ロ及び第五条の規定に基づき、この政令を制定する。

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令（平成二十四年政令第七十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「九千二百九十億六千四百四十五万二千元」を「九千七百億八千二百四万四千元」に改める。

第三条中「千四百万円」を「千六百万円」に改める。

附 則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

理由

最近におけるタンカーに係る保険契約の保険金額等の国際的な水準に鑑み、特定賠償義務履行担保契約の要件に係る担保上限金額の算定の基礎となる金額等を改める必要があるからである。